

生活衛生課

1 違法民泊対策の取組について

従前の経緯

- 健全な民泊の普及を図るため民泊に関する一定のルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊取締り強化を内容とする改正旅館業法が、昨年6月15日より施行されている。
- こうした中、違法民泊のおそれがあると都道府県等が把握している事案については、昨年6月末時点で7,275件との報告を受けており、依然として違法民泊対策は喫緊の課題である。

今後の取組

- 観光庁、警察庁等の関係省庁とも協力し、違法民泊対策関係省庁連絡会議を開催する等、違法民泊対策の更なる徹底を図る。
- 住宅宿泊仲介業者が取扱物件の適法性を確認できるよう、観光庁が管理する民泊制度運営システムを改修し、平成31年度より、住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法上の許可物件、特区民泊の認定物件もシステムに掲載する予定。掲載後は、観光庁より、システム上の掲載物件を個人情報保護等に留意しつつ仲介業者に提供し、仲介業者自らが適法性の確認をできるようにする。

都道府県等に対する要請

- 有効な違法民泊対策等、全国周知にふさわしい事項等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。また、厚生労働省の旅館業HPに掲載している違法民泊防止のための啓発メッセージについては、現在外国語訳を作成中。外国語訳完成後は、都道府県等にも提供予定なので、外国人宿泊者等に対する説明等、観光部局とも連携して適宜ご活用いただきたい。
- 民泊制度運営システムに掲載するため、都道府県等における旅館業法許可物件については、厚生労働省に既に報告いただいたところ。本年4月以降も、同システムを更新していくため、新規追加・変更・削除があった物件については、毎月15日に前月末の状況の報告をお願いしたい。

2 移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の適用について

従前の経緯

- 平成 28 年 3 月 31 日に、都道府県等に対し、移住希望者が、売買又は賃貸を前提とする空き家物件に短期で居住する場合は、旅館業法の適用外となる場合があることを、お示ししたところ。
- 具体的には、移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、以下の①～③の措置が講じられている場合は、旅館業法の適用外となる旨をお示しした。
 - ① 空き家物件の利活用事業が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく計画に位置づけられ、当該事業を行う地方公共団体が空き家物件を登録しているなど、地方公共団体において対象施設が特定されていること。
 - ② 対象施設を購入又は賃借する者が真に当該施設を購入する意思又は長期賃借する意思を有していることを地方公共団体において確認する措置が執られていること。
 - ③ ①及び②の措置が講じられていることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないことが担保されていることを旅館業法担当部局において確認すること。

都道府県等に対する要請

- 複数の地方公共団体より、移住希望者が移住する目的でその地域での生活を体験する間に、当該地方公共団体の空き家バンクに登録済みの空き家に、お試し居住する場合が増えていると聞いている。
- 都道府県等におかれては、引き続き、通知の趣旨に沿って、移住希望者の意思等を判断の上、旅館業法を適切に運用されたい。

3 火葬場の経営主体及び広域化・官民連携の推進について

従前の経緯

- 「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「方針」という。）においては、
 - ① 火葬場の経営を民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に通知すること
 - ② 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進について、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して通知することが盛り込まれた。

- 方針を受け、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について」（平成 31 年 1 月 11 日薬生衛発 0111 第 1 号）を発出し、
 - ① 火葬場の経営主体については、地域の実情に応じて民間事業者に経営の許可を与えることは可能であること、また、許可を与える場合の留意事項としては、非営利性、永続性等を実質的に担保する観点から、例えば財務諸表を提出させる等が考えられること
 - ② 都道府県におかれては、市区町村から火葬場の設置・運営に係る広域化等の相談があった場合には、可能な限り相談に応じていただきたいこととお示ししたところ。

今後の取組

- 火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を担保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に平成 31 年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等を行い、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

都道府県等に対する要請

- 本年 1 月 11 日付通知に基づき、火葬場の経営主体に関する取扱い等について、内容を御了知いただくとともに、都道府県におかれては、火葬場を運営する市区町村から火葬場の設置・運営に係る広域化等の相談があった場合には、可能な限り相談に応じるなど、その対応に特段の配慮をお願いしたい。

- 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携について、平成 31 年度中に取組事例等の収集及び情報提供を行う予定であるので、今後ご協力をお願いしたい。

4 理容所等の許可申請等に関する手続きについて

従前の経緯

- 「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」においては、行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を平成 32 年までに 20%削減することとされている。その際、行政手続簡素化の 3 原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」）を踏まえることとされた。これを受け、厚生労働省においても、『行政手続コスト』削減のための基本計画（以下「基本計画」という。）を平成 29 年 6 月に策定し、平成 32 年までに更なる取組の推進を図る観点から、平成 30 年 3 月末までに基本計画の改定を行った。
- 基本計画では、理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所、墓地、納骨堂等（以下「理容所等」という。）の開設等に関する手続についても、行政手続コストの削減に努めることとしている。

都道府県等に対する要請

- 基本計画に基づき、平成 31 年 2 月 12 日に、理容所等の開設に係る許可等の申請、許可・開設後の変更届、廃止届、地位承継の申請等（以下「許可申請等」という。）の各種手続きについて、添付書類の簡素化・明確化を行うこと等により、許可申請等に係る作業時間の削減を図っていただくよう依頼したところ。
- 都道府県等におかれては、今後とも、許可申請等に係る作業時間の削減に努めていただきたい。

5 公衆浴場の衛生管理要領等の改正について

従前の経緯

- 公衆浴場の衛生管理については、「公衆浴場における衛生等管理要領」等を参考に、各自治体において条例等を策定し、ご指導いただいているところであるが、近年、レジオネラ症の発症件数が増加し続けていることから、必要な対策を検討するため、「公衆浴場等施設の衛生管理におけるレジオネラ症対策に関する研究」（研究代表者：感染研・前川純子）を平成 28～30 年度に実施している。

今後の取組

- 研究成果を踏まえ、来年度以降、平成 12 年 12 月 5 日生衛発 1,811 号生活衛生局長通知である「公衆浴場における水質基準等に関する指針（通知別添 1）」、「公衆浴場における衛生管理要領（通知別添 2）」及び「旅館業における衛生等管理要領（通知別添 3）」等の改正を行うこととしている。
- 具体的には、
 - ▶ 水質基準等について、過マンガン酸カリウム消費量を全有機炭素に変更
 - ▶ レジオネラ属菌検査方法について、研究班推奨の検査方法を提示
 - ▶ 精度管理を行っている検査機関への水質検査を推奨
 - ▶ 遊離残留塩素濃度を 0.2 ないし 0.4mg/L から 0.4mg/L へ変更等の改定を予定している。

都道府県等に対する要請

- 本年度中を目途に、改正案を都道府県等に送付する予定であり、その際にはご確認をお願いするとともに、条例の改正の必要性についてご検討いただくなど、適切な対応を行っていただくようお願いする。

6 理容師養成施設及び美容師養成施設に対する適切な指導等について

従前の経緯

- 「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を踏まえ開催された「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」における報告書を受けて、理容師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省令第 39 号）が公布・施行されている。
各都道府県においては、関係法令等に基づき、理容師養成施設及び美容師養成施設の指導にあたっているところ。
- 今般、美容師養成施設における教員の配置等について、美容師養成施設指定規則に規定する基準等が長期に亘り適切に確保されていなかった事例を受けて、「理容師養成施設及び美容師養成施設に対する適切な指導等について」（平成 31 年 1 月 30 日薬生衛発 0130 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出したところ。

都道府県に対する要請

- 質の高い理容師や美容師となる人材を養成する観点から、養成施設において関係省令等の規定を遵守した適切な教育が行われるよう、各都道府県にあっては、養成施設としての運営が適切であるか注視していただくとともに、必要に応じて適切な指導等をしていただくようお願いしたい。
また、指導等に当たり確認・相談等あれば別途ご連絡いただきたい。

7 クリーニング師研修等の受講の促進について

従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等の資質の向上、知識の修得及び技能の向上を図ることを目的として、平成元年に制度化され、省令に基づき「3年を超えない範囲」で研修等を受けることとされている。
- これまでも、都道府県、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」)及び研修実施機関である(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」)とともに受講勧奨を進めており、研修等の教材の見直しや受講者の高齢化等を踏まえ、通信制の活用を図るなど、受講しやすいよう配慮も行われているところであるが、受講率は例年低い水準となっている。

今後の取組

- 研修等の受講率を向上させるためには、今後とも、関係者が連携し受講勧奨を進めていくことが必要であるが、特に、都道府県が管理するクリーニング師等に関する情報を都道府県指導センターに提供いただくことにより、効果的に取り組むことが期待されるため、こうした関係機関の連携について引き続き協力を依頼していくこととしている。

都道府県に対する要請

- 受講勧奨を行う中心的役割を担う都道府県指導センターに対し、クリーニング師に関する名簿情報(登録番号、氏名、住所)等の提供をお願いする。
また、当該情報については、各年度末、若しくは年度当初にご提供いただきたい。
なお、情報提供に関し、個人情報関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供についてご対応いただいている都道府県におかれては、ご提供いただく名簿情報と実態に乖離が生じている場合もあることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修の適正な実施をお願いする。

8 生活衛生関係営業における生産性向上ガイドライン・マニュアルについて

従前の経緯

- 「新しい政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、2020 年までを「生産性革命・集中投資期間」とすることで、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされている。

また、飲食店営業や宿泊業を含む生活衛生関係営業は中小零細企業が大半を占めており、生産性の低い業種との指摘もあることから、集客力や付加価値の向上、業務の見直しにより生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく取組として「生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル作成事業」を実施しているところであり、ガイドライン等については今年度中に作成することとしている。

今後の取組

- 2019 年度においては、民間コンサルタントと都道府県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）が連携して、ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施することにより、指導センターの経営指導能力の向上を図る。
- また、上記事業により集積したノウハウを、ガイドライン・マニュアルの更新に反映・活用することで、生活衛生関係営業者にとって明確な課題や目標を見だし、取組意欲の向上や振興促進を図ることで一層の生産性向上につなげることとする。

都道府県等に対する要請

- 「ガイドライン・マニュアル」について、厚労省ホームページに掲載することとしており、各都道府県等におかれてもホームページ等を活用した普及啓発にご協力をいただきたい。
- 都道府県指導センター等の経営コンサルティング能力の向上も本事業の重要な要素であるため、各都道府県におかれては、経営コンサルティング業者と地域の指導センター等の関係機関との連携についてご協力をお願いする。

9 行政手続き簡素化（生活衛生関係営業対策事業補助金関係）について

従前の経緯

- 平成 29 年 4 月 21 日、規制改革推進会議行政手続部会において決定された作業方針に基づき、以下の 2 点について記載した基本計画を公表することとされた。
 - ① 年間の申請件数等を記載した行政手続一覧表
 - ② 行政手続にかかるコスト削減策等
- また、申請書の写し（コピー）での補正や電子メールでの送付による補正等については、既にこれを原則認めており、大幅なコスト削減を図っているところ。

今後の取組

<様式の見直し>

- 補助金の申請書を含めた全ての様式について、本年度中に詳細な記載例を通知により各都道府県に示すことにより、記載すべき情報を明確化する。

<添付書類の見直し>

- 事業実施計画書の提出段階で求めた「補助金の申請書等に係る添付書類」について、定款や収入支出予算書など、その記載内容に変更がないものは、交付決定段階で再提出を求めないこととする。
- 添付資料につき「その他参考となる資料」について、曖昧な記述を廃止し、必要な資料は明示することで、申請者の負担を必要最小限のものに抑えることとする。

都道府県に対する要請

- 上記運用に当たっては各都道府県の理解・協力が必要となることから、本年度中に事務連絡によりその旨依頼することとしており、円滑な行政手続きが行われるようご協力をお願いする。

10 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づいて設立された組織であり、生衛組合が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上、経営の健全化を図るとともに、生活衛生関係営業の振興の計画的推進等に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進において益々重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成23年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して協力をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、（一社）全国生活衛生同業組合中央会において、平成26年度から毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」として定め、（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合に関する周知広報や組合活動の活性化のため、様々な取組みを重点的に展開している。

今後の取組

- 推進月間は、来年度が6年目の実施となり、今後も継続して実施していく予定である。推進月間においては、次の5項目を重点活動項目として取り組んでおり、事業内容は随時見直しつつ、推進月間を展開していく予定である。
 - ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
 - ②生衛組合に関する周知広報の推進
 - ③生衛組合を中心としたネットワークの拡充
 - ④後継者や若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
 - ⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携や対話の推進

都道府県等に対する要請

- 来年度においても、引き続き、生衛組合及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センター等が実施する推進月間にて、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報等への、ご支援ご協力をお願いする。

1 1 標準営業約款の変更認可等について

従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的に、(公財)全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を設定することとされており、現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種について設定されている。
- 今年度、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会において、美容業に関する標準営業約款の変更認可について審議いただき、施術内容及び料金の表示に関する事項、名札等による美容師の表示に関する事項等の変更内容について了承され、平成31年2月12日付け厚生労働省告示第31号にて告示した。

今後の取組

- 毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」として、制度の普及啓発等を行っており今後も継続していく予定である。また、必要に応じ、標準営業約款の変更等について行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 毎年11月の「標準営業約款普及登録促進月間」の際に、制度の普及啓発に関してご協力いただいているが、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、営業者に対する登録促進とともに、利用者に対する標準営業約款制度の周知について、改めてご協力をお願いする。
- また、利用者の選択の利便等を図るため、美容業に関する標準営業約款の変更内容についても、周知をお願いする。

1 2 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 生衛組合が策定する振興計画の基準となる振興指針について、平成 30 年度については、理容業、美容業、クリーニング業及び飲食店営業（すし店）の見直し作業を進めている。なお、興行場営業については、平成 31 年度に見直しを予定している。

今後の取組

- 振興指針の見直し作業を行っている 4 業種について、平成 30 年度中に告示する予定である。

都道府県等に対する要請

- 振興指針見直しの告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生衛組合に対する適切な指導方よろしく願います。
- また、振興指針の営業の振興の目標が平成 30 年度末までとなっている興行場営業についても、振興計画を 1 年延長するための変更認定申請等が円滑に行われるよう、併せて適切な指導方よろしく願います。

1 3 災害に係る被災者への支援体制の整備について

従前の経緯

- 近年、平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震、平成 30 年 6 月大阪府北部を震源とする地震、同年 7 月豪雨、同年 9 月北海道胆振東部地震などの様々な災害が発生している。発生時には、災害に係る被災者等の要援護者への緊急対応について、必要に応じ生衛組合と連絡調整いただくよう、お願いしている。

今後の取組

- 災害発生時において、引き続き、被災自治体への支援のための協力依頼を生活衛生同業組合連合会に行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と連絡調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認をお願いする。

1 4 軽減税率の導入等について

従前の経緯

- 消費税率引上げの時期については、2019年10月1日からとされ、併せて導入される飲食料品等への軽減税率制度の導入も2019年10月1日からとなり、また、適格請求書等保存方式の導入についても2023年10月1日から導入することとなっている。
- 消費税及び軽減税率の適用については、事業者及び消費者への周知等を実施しているが、軽減税率制度の対象品目となっている飲食料品を扱う飲食店営業を含む生活衛生関係業者についても、消費税引上げ及び軽減税率制度等の導入に向け、事業者が円滑に対応できるよう、各団体の会合等において財務省担当官を招いて制度の説明・周知等を行っている。

今後の取組

- 来年度において、消費税率引上げ及び軽減税率導入に対応しつつ、生産性向上を図るため、セミナー等を通じて、生活衛生関係業者のICTの導入を促進するとともに、軽減税率導入に係る業種毎の手引き書の作成等を行う（公財）全国生活衛生営業指導センターに対し、生活衛生関係営業対策事業費補助金において支援する予定である。

都道府県に対する要請

- 厚生労働省においても国税庁等からの情報を提供することとしているが、各都道府県軽減税率制度実施協議会等から情報を入手した際は、各管下の生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターへの周知をお願いする。
- 都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、軽減税率に対する相談事業等を実施することが予想されるため、予算の確保等を含めてご配慮をお願いする。

15 建築物衛生について

(1) 新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

従前の経緯

- 昨年の臨時国会（第 197 回国会（臨時会））で成立した改正入管法により、今年の 4 月から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みが構築された。
- この新たな制度での外国人を受け入れる分野に、ビルクリーニング分野が対象となっている。ビルクリーニング分野は、特定建築物が年々増加する中、ロボット化の普及促進や高齢者雇用等の様々な取組を講じているにもかかわらず、有効求人倍率は近年高い水準で推移し、人手不足が年々拡大している。このため、新たな外国人材受入れを来年度から進めることとなった。
- ビルクリーニング分野においては、今後 5 年間に最大 37,000 人を受け入れることを見込んでいる。受け入れる外国人材は、技能試験、日本語試験に合格することが要件となっている。また、受入れ機関の要件として、建築物衛生法に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることとしている。

今後の取組

- ビルクリーニング分野においては、本年秋以降技能試験を実施する予定であり、今後は、全国ビルメンテナンス協会等とも相談しつつ、技能試験の準備を早急に進める。
- また、技能実習 2 号修了者が出るのは本年夏以降であるため、技能実習 2 号修了者からの移行者については、本年夏以降特定技能外国人としての受入れが開始される予定である。
受入れ開始までに、業界団体や受入れ機関を構成員とする協議会を設置する予定であり、協議会の設置に向けた準備も早急に進める。

都道府県等に対する要請

- 受入れ機関の要件として、建築物衛生法に基づく建築物清掃業等の登録を受けていることとしていることから、新たな外国人材を受け入れるために、建築物衛生法に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録について、新たに申請がなされることもありうるので、その際には、建築物衛生法に基づく適切な審査方よろしく願います。

- 新たな外国人材受入れに係る問い合わせがなされた場合には、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（入国管理局（4月以降は出入国在留管理庁）、地方入国管理局（（4月以降は地方出入国在留管理局））を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。

(2) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

従前の経緯

- 平成 27 年 6 月 10 日付けで各都道府県（契約担当課、市町村担当課）に「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて」（健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知）を通知している。
- これは、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減などの観点などから、建築物の適切な維持管理の重要性が増している中で、国及び地方公共団体が所有する建築物（公共建築物）について、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を適切に行うに当たり留意いただきたい事項について取りまとめたもの。
- ガイドラインでは、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の 5 段階に整理し、具体的には、仕様書の作成に当たり必要事項を確実に盛り込むこと、仕様書に基づき最新の労務・資材単価を反映した予定価格を積算すること、入札に当たっては競争参加資格の設定や評価項目の設定（総合評価方式の場合）を適切に行うこと、業務の実施中・完了後においては発注者が履行確保の状況を確認することなどを掲げている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、発注者（建築物衛生法に規定される特定建築物を含む公共建築物の維持管理権原者）として、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナンス業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えている。

なお、昨今の最低賃金をめぐる動向（※ 1）を踏まえ、本ガイドラインにおいて示されている最低賃金に関する事項（※ 2）に、特段の留意が必要となっている。

（※ 1）平成 30 年度の最低賃金の改定額の全国加重平均額は 874 円（前年度 848 円）となっており、全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降で最大の引上げとなっていること

（※ 2）入札契約段階において、「入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）による最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定等）について十分周知することとする。」とし、また、業務実施段階において、「最低賃金額の改定、労務、資材等

の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。」としていること

- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることもあると考えるところ、適切に御助言いただくなどにより協力していただきたい。

